

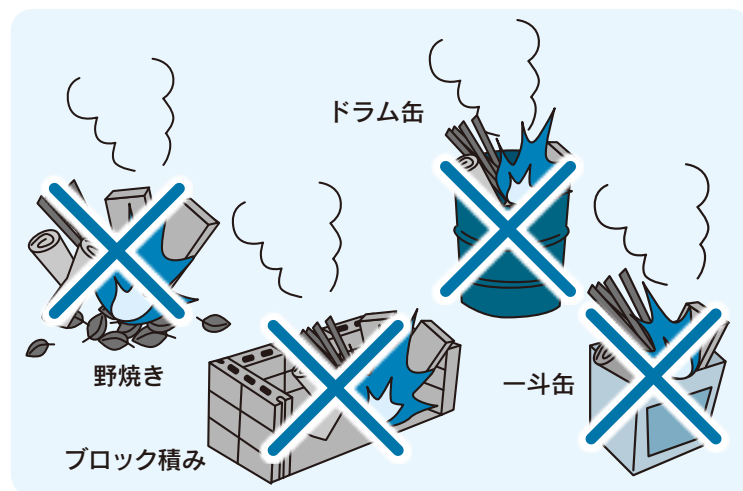
廃棄物(家庭ごみなど)の野外焼却はやめましょう

法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により農業などを営むためにやむを得ないなどの例外を除き、ごみなどの廃棄物の野外焼却は禁止されています。

家庭ごみは市のごみ収集に出し、ダイオキシン対策のなされた焼却施設で焼却処理することが、わたしたちの身近な環境を保全することにつながります。

また、できるだけごみを出さない工夫をし、ごみの量を減らしましょう。

※例外の場合でも、煙やにおいが隣近所の迷惑となり、近隣の生活環境に与える影響が軽微でない場合には焼却しないでください。



農林業者が作業に伴って行なう燃焼行為(枝・草・木くず類)や防災訓練での燃焼行為、「どんど焼き」などは対象外です。

食中毒にご注意を!

暖かくなり、遠足やハイキングなどお弁当を作ったり、屋外で食事をする事が多い季節になりました。気温が高くなると食中毒が起りやすくなるので、食品の取り扱いには十分注意しましょう。

●お弁当を作る時の注意点

- お弁当は必ず当日に作りましょう。
- 作る前・食べる前には良く手を洗いましょう。
- 食品にはしっかりと熱を通し、十分に冷ましてから詰めましょう。
- お弁当は涼しいところで保管し、早めに食べましょう。



愛犬と一緒に住みよいまちづくり

南陽区で愛犬会が組織されました。区内の愛犬家の皆さんで、飼い主のマナーの向上と地域の美化を目指し組織されたものです。3月8日に第1回の活動として区内の犬のふん拾いを行ないました。今後、定期的に清掃活動などを行なう予定です。



愛犬会の皆さん



ふん拾いなどの清掃活動

「水道週間」

6月1日(火)~7日(月)

“水道に 寄せる信頼 飲む安心”

今年度も全国一斉に水道週間が実施されます。

蛇口をひねれば簡単に得られるきれいな水。あまりにも身近にあるため、水のありがたさを現代の私たちはつい忘れがちです。そこで、水道に対する皆さんの理解と関心を高めてもらうことを目的に、水道週間が毎年実施されています。

合志市の水道水はすべて地下水でまかなわれており、定期的な水質検査を行ない、水質基準に適合しています。安心して飲用してください。

この機会にもう一度、限りある水資源について考えてみませんか。

こんな時は届出を

●休止届

引っ越しをするとき(市内転居も含む)や水道を一時止めるとき

●開始届

引っ越して来たとき(市内転居も含む)や休止した水道を再開するとき

●名義変更届

所有者や使用者の名義が変わったとき

検針にご協力を(毎月20日~末日)

- 水道メーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりしないでください。
- 検針に支障のないように水道メーターボックスの周辺や内部の清掃をお願いします。

料金のお支払いは、口座振替で!(毎月末日、12月の振替は25日です。)

問い合わせ先
水道局 上下水道課 庶務料金班(合志庁舎)
☎248-1232

漏水にご注意を

- 漏水(宅内の水もれ)を放置すると上下水道料金が高額になるばかりでなく、限りある水資源を無駄にすることになります。早期発見・早期の修理をお願いします。水道給水管の修理は、市指定の水道工事店へ連絡してください。

漏水の発見のしかた

- ① 宅内の水道の蛇口を全部閉める。
- ② 水道メーターボックスを開け、水道メーターのパイロットマークを確認する。
- ③ このパイロットが少しでも回っていれば、宅内のどこかに水もれがあることになります。

パイロットマーク



問い合わせ先
水道局 上下水道課 管理工務班(合志庁舎)
☎248-1159